

おかや生活応援商品券 取扱事業所募集要綱

1 事業目的

新型コロナウイルスの影響や物価高騰により困窮している市民の生活支援及び落ち込んだ消費マインドを喚起させるため、市内で使えるプレミアム付商品券を発行し、市民生活の応援と市内での消費拡大による市内商業の活性化、地域経済の回復を目指す。

2 商品券に関する事項

(1)事業主体 ・商品券発行者	事業主体：岡谷市 商品券発行者：岡谷商工会議所(事業委託)
(2)商品名称	おかや生活応援商品券
(3)発行総額	7億2,000万円（うちプレミアム分2億4,000万円(50%)）
(4)発行数・内容	48,000冊、1冊15,000円分（1,000円×15枚つづり） ＊いずれも全ての取扱事業所で利用可能な商品券
(5)販売価格	1冊10,000円（15,000円分）
(6)利用期間	令和4年10月3日（月）～令和5年1月31日（火）
(7)購入対象	岡谷市民（令和4年9月5日現在の住民基本台帳に記録されている者）
(8)購入限度	(7)記載の対象者1名につき1冊まで
(9)販売方法	郵送される購入引換券と本人又は代理人の本人確認書類（免許証、マイナンバーカード等）を提示の上、(11)記載の販売場所で購入 ＊代理購入可、販売の際に購入引換券は回収する。
(10)販売期間	令和4年10月3日（月）～令和4年12月28日（水）まで
(11)販売場所 ・販売日時	・市内11郵便局：平日9時～16時（岡谷、今井、長地、岡谷権現町、中央町、郷田、天竜町、湊、川岸、三沢、レイクウォーク岡谷(10時～16時)） ・イルフプラザ1階：日曜日のみ10時～16時

3 取扱事業所に関する事項

(1)参加資格	事業主体が認めた岡谷市内に店舗を有して事業を営む事業者
(2)登録方法	所定の申込書またはWEB登録フォーム(P.4参照)による申込み
(3)申込期間	令和4年8月1日（月）～令和4年12月28日（水） ＊一次締切：令和4年8月22日（月）※一次締切までに申込みされた取扱事業所は、市報10月号に同封する取扱事業所一覧表に掲載
(4)換金方法 ・期間	使用済み商品券の裏面に事業所名を記入(または押印)して、換金依頼書を添えて下記窓口へ提出する。 ①岡谷市内金融機関 八十二銀行・長野銀行・諏訪信用金庫・長野県信用組合の岡谷市内にある本支店の窓口（申込み時に登録した金融機関以外への持ち込み不可） ②上記①の取扱金融機関以外 岡谷商工会議所窓口 換金期間：令和4年10月3日（月）～令和5年2月15日（水）

4 商品券取り扱いにあたっての注意事項

- (1) 商品券は取扱事業所における物品の販売及び役務の提供などの取引において利用可能です。
- (2) 他店での転用及び商品券の現金への交換は禁止します。
- (3) 利用期間を過ぎた商品券(過去の事業で当所が発行した商品券含む)は受け取らないでください。
- (4) 商品券発行者が発行した商品券以外(他市商品券等)は換金できません。
- (5) 商品券で購入した商品またはサービスの返品はできません。
- (6) 商品券額面額以下の利用の場合であってもお釣りはお渡ししないでください。不足分は現金等で受け取ってください。
- (7) 利用店舗であることが明確にわかるよう、販売ツール(ポスター等)を利用者が分かりやすい場所に掲示してください。
- (8) 利用者が利用される商品券について、正規品であるか確認をしてください。偽造防止がない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報してください。また、その旨を商品券発行者にも報告してください。確認用として配布する見本券は、従業員など商品券を取り扱う方に周知ください。
- (9) 商品券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造に対して商品券発行者は責を負いません。

5 商品券の利用対象にならないもの

- (1) 国や地方公共団体等への支払い(税金、電気、ガス、水道等の公共料金)
- (2) 自店の商品や自らの事業所の取引(仕入れ等)
- (3) 商品券、ビール券、酒券、図書券、切手、はがき、印紙、電子マネー等へのチャージ、プリペイドカード等の換金性の高いもの
- (4) 当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第2条に規定する当せん金付証票(宝くじ)及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成10年法律第63号)第2条に規定するスポーツ振興投票券
- (5) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (6) たばこ事業法(昭和59年8月10日法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこ
- (7) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (8) 不動産、家賃、地代の支払い
- (9) 取扱事業所が特に指定するもの
- (10) その他この商品券の発行目的にそぐわないもの

6 参加を認めない取扱事業所

- (1) 次のアからクに該当する店舗・事業所は申込みがされても受理しない。
 - ア 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(昭和23年法律第122号)第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心を煽るおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等を行っている者。
 - イ 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者。
 - ウ 上記「5 商品券の利用対象にならないもの」に記載の取引、商品のみを取扱う者。
 - エ 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員、支配人及び支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店

又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対」という。)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者。

オ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に関与している者。

カ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者。

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

ク 事業主体の判断により認めない者。

7 取扱事業所の責務等

取扱事業所は、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 利用可能店舗であることが明確になるよう、商品券発行者が配布するポスターを利用者が分かりやすい場所に掲示しPRに努めること。
- (2) 商品券を持参した方に対して、物品の販売やサービス・各建築工事等の提供を行うこと。
- (3) 商品券を受け取る際は必ず商品券発行者が発行したものか確認すること。
- (4) 商品券の交換及び売買は行わないこと。
- (5) 取扱事業所としての登録は、令和4年12月28日(水)までとする。尚、廃業や閉店といった事業を継続できない事由以外で商品券利用期間中に取扱店事業者としての登録を取りやめることはできない。
- (6) マスク着用など、新型コロナウイルスの感染防止に努めること。
- (7) 独自サービスの提供など、一層の販売促進に努めること。

8 取扱事業所の申込み

- (1) おかや生活応援商品券取扱事業所としての登録は、所定の申込書に必要事項を記入の上、FAXまたは郵送、持参にて申込む他、WEB申込みフォームより申込むこと。
- (2) 市内に複数店舗を営業している事業者は、店舗ごとに申込むこと。
- (3) 取扱事業所として登録された事業所は、岡谷商工会議所ホームページに一覧表で随時掲載する。
- (4) 取扱事業所の申込みは、令和4年12月28日(水)まで随時受け付ける。なお、令和4年8月22日(月)までに申込みをした取扱事業所は、岡谷市報10月号に折り込む取扱事業所一覧に掲載する。
- (5) 参加申込みをした事業所には、店頭に掲示するポスターを後日配布する。

9 換金について

- (1) 消費者が使用した商品券を換金する際は、所定の換金依頼書に必要事項を記入の上、申込時に登録した金融機関窓口で換金する商品券と換金依頼書を提出すること。尚、市内に支店のない金融機関への振込を希望する取扱事業所は岡谷商工会議所窓口へ提出すること。金融機関へ提出後、岡谷商工会議所から換金額相当の現金を振込む。

①取扱金融機関

市内4金融機関(八十二銀行・長野銀行・諏訪信用金庫・長野県信用組合)の本支店の窓口へ提出すること。額面どおりの金額を後日(2週間程度)指定口座へ振込みます。

②上記「①取扱金融機関」以外

岡谷商工会議所窓口へ持込むこと。但し、以下についてご理解ください。

- ・確認時間を相応に頂戴します。
- ・毎回、振込手数料のご負担をお願いします。額面から振込手数料を差し引いた金額を振込額とします。
- ・岡谷商工会議所窓口 平日のみ 9時～16時

(2) 換金期間は、令和4年10月3日（月）から令和5年2月15日（水）までとする。以降は換金に応じられないため、必ず換金期間中に換金手続きを行うこと。

10 取扱事業所の取消等

「本要綱等」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や参加店舗の登録取消のほか、損害金が発生した場合は請求することがある。

11 その他

本事業の効果検証のため、事業終了後に取扱事業所を対象としたアンケート調査に協力すること。



WEB 登録フォームはこちら

【お問合せ先】

岡谷商工会議所 おかや生活応援商品券係
〒394-0021 岡谷市郷田 1-4-11
TEL：0266-23-2345 FAX：0266-22-9056
受付日時：平日 9:00～17:00